

法人税実務事例検討

株主優待割引券の利用に係る 交際費等の税務上の取扱い

E Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

自社の経営する飲食店で株主優待割引券の利用により、株主の飲食代金の一部を値引きした場合であっても、その株主から受領した代金はその提供した飲食の原価の額を超えていれば、支出した費用の額が生じないため、交際費等には該当しない。

事 例

当社は飲食店を経営していますが、株主に当社の経営する飲食店へ来店してもらい、顧客の拡大並びに売上金額の増加を目的として株主優待制度を導入することを検討しております。

具体的には、決算期末及び中間期末の株主に一律 10,000 円分（1 枚 500 円で 20 枚綴り）の株主優待割引券を交付することを考えております。

この株主優待割引券は、当社の経営する飲食店での飲食時の飲食代金 1,000 円ごとに 1 枚使用可能であり、1,000 円につき 500 円割引くという使用条件があるものです。

この株主優待割引券を利用した株主に対しては、その使用された株主優待割引券の金額に相当する金額を交際費等に含める必要がありますか。

なお、当社の経営する飲食店における原材料、人件費、光熱費等の原価が売上金額に占める割合は 50 % 程度であり、平均的な客単価は 2,500 円であることから、一般の顧客と同じように飲食した株主が株主優待割引券を利用して飲食した場合、次のような会計処理を予定しております。

【当社の会計処理：例】

現金 1,500 円 / 売上 2,500 円
売上値引 1,000 円 /

(注) 消費税についての記載は省略しています。

I ▶ 本事例における法令等の検討**1 交際費等の範囲**

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、次の費用のいずれかに該当するものを除くとされています（措法 61 の 4 ④、措令 37 の 5）。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2) 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用は除きます。）
であって、その支出した金額を参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下の費用
- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のために通常要する費用

2 国税不服審判所裁決の検討

国税不服審判所において、飲食業を営む請求人が株主に対して配付した株主優待券に係る費用を交際費等に該当すると判断した裁決がありますので、参考までにその裁決要旨を記載します（関東信越国税不服審判所・平成 25 年 10 月 1 日裁決）。

この中で国税不服審判所は、『①行為の形態については、請求人は持ち株数に応じて本件株主優待券を無償で配付してこれを使用させていたものとして、同行為が本件における接待供給等に当たると認めるのが相当であること、②支出の相手方については、接待供給行為の相手方がすなわち支出の相手方となるところ、請求人は、株主優待制度として、株主に対し本件株主優待券を配付しているものであり、明らかに、株主を対象として接待供給行為を行っているため認められるので、本件株主優待券に係る接待供給行為に要した費用も、株主のために支出したというべきであり、支出の相手方は株主、すなわち会社の出資者として事業に関連のある者等と認めることが相当であること、③支出の目的については、請求人が本件株主優待券を配付して使用させることで、株主の歓心を買って株主の地位を維持する関係を構築し、それによって一般株主を安定株主とし、また、一般株主ひいては市場の好感を得て株価を安定、上昇させるなどして、事業の円滑な遂行を図ることを目的としていると認めるのが相当であることからすると、本件株主優待券の使用に係る費用は、交際費等に該当する。』と判断しています。

II 本事例における取扱いの検討

貴社が株主に対して株主優待割引券を交付する目的は、株主に顧客として貴社の経営する飲食店へ来店してもらい、顧客の拡大並びに売上金額の増加を目的としているものと考えられます。

ところで、貴社の経営する飲食店へ来店した株主は、株主優待割引券を利用することにより、その飲食代金のうち 1,000 円ごとに 500 円の割引を受けることができることから、通常の飲食代金であれば 2,500 円の支払を要するところ 1,500 円の支払で足りるため、その差額の 1,000 円について、貴社から飲食等の提供を受けているとも考えられます。

しかしながら、貴社の経営する飲食店の原材料、人件費、光熱費等の原価が売上金額に占める原価率は 50 % 相当額であることから、通常の飲食代金 2,500 円に原価率 50 % を乗じて算出された 1,250 円に相当する金額が株主優待割引券を利用した場合の原価相当額となり、株主からは 1,500 円を受領することと

なるため、株主優待割引券を利用した株主に対して、貴社が支出した費用は生じません。

すなわち、株主に対する売上金額 2,500 円から売上割引 1,000 円を控除した純売上金額が 1,500 円であり、その売上原価相当額が 1,250 円であることから、貴社において株主優待割引券を利用した株主に対して負担する費用は発生しませんので、交際費等に該当する費用はありません。

なお、株主は事業関連者等に該当しますが、株主優待割引券の交付が、貴社の経営する飲食店の顧客の拡大並びに売上金額の増加を目的とするものであり、いわゆる事業関連者等との懇親の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためのものではありません。さらに、株主優待割引券を利用した株主の飲食代金の一部を割り引くという行為の形態が接待等に該当するものでもありません。

したがって、貴社が株主に交付する予定である株主優待割引券について、その株主が株主優待割引券を貴社の経営する飲食店で使用した場合には、貴社の売上値引処理が認められるものと考えられます。

(貴社)

【会計処理：例】

現金 1,500 円 / 売上 2,500 円
売上値引 1,000 円 /

【税務処理：例】

現金 1,500 円 / 売上 2,500 円
売上値引 1,000 円 /

【税務修正：例】

不要

〔参 考〕

貴社が株主に対して、貴社の経営する飲食店で枚数制限なく使用するか又は一定の食品等と交換することのできる株主優待券を交付した場合には、株主は事業関連者等に該当し、その株主に対して貴社の経営する飲食店での飲食の提供又は食品等の贈答を目的として株主優待券を交付したものと考えられます。

これらの株主優待券を交付したことは、株主に対して貴社の経営する飲食店での飲食の提供又は食品等の贈答を目的としていることから、行為の形態が接待又は贈答等に該当するものと考えられます。

そして、貴社が株主に対して株主優待券を交付することは、貴社の経営する飲食店での飲食の提供又は食品等の贈答により、株主との懇親の度を密にして事業の円滑な進行を図るためのものと考えられます。

したがって、株主優待券を利用した株主に対して提供された飲食に係る支出した費用の額及び株主優待券を利用した株主に対する食品等の贈答に係る費用の額は交際費等に該当することになります。

なお、貴社の経営する飲食店における原材料、人件費、光熱費等の原価が売上金額に占める割合が 50 % 程度であるとのことであり、貴社から株主に対して提供された飲食の販売価格に原価率の 50 % を乗じて算出された金額を、株主に対して提供された飲食ために支出した費用の額とすることも合理的な算定方法として認められるものと考えられます。

【会計処理：飲食の例】

売上値引 2,500 円 / 売上 2,500 円

(注) 売上金額の全額を株主優待券で支払うことから、売上金額に相当する金額を売上値引に計上し、純売上高は 0 円となります。

貴社の経営する飲食店の原価率が 50 % 相当であることから、通常の飲食代金 2,500 円の場合、その 50 % 相当額である 1,250 円がこれらの飲食の提供のために支出した費用であると考えられます。

したがって、株主に対して提供する飲食のために支出した費用として、この提供する飲食の原価に相当する金額である 1,250 円を交際費等に加算することになります。

〈貴社の申告〉

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書		事業 年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇社
支出交際費等の額 (8 の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9 の計) $\times \frac{50}{100}$	2		損金不算入額 (1)-(4)	5	
中小法人等の定額控除限度額 〔(1)の金額又は800万円 $\times \frac{12}{12}$ 〕 相当額のうち少ない金額	3				
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額	
	6	7	8	9	
交 際 費	円	円	円	円	
株主優待券の利用に 係る交際費等	1,250		1,250	1,250	

(注) 株主優待券の利用に係る飲食の提供につき、帳簿書類に所定の事項を記載したものと
しています。

※ 平成 26 年 9 月 22 日付本誌第 6330 号『自社の経営する飲食店で得意先を接待した場合の
交際費等の金額について』も参照してください。

(了)